

東大阪市教育委員会令和7年5月定例会

1 日時 令和7年5月19日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時38分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 （委員）

教育長職務代理者	秦 卓 宏
委 員	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	田 中 宏 一

（出席説明員）

教育次長	永 吉 勝 則
教育次長	森 田 好 一
学校教育部長	太 田 恭 子
社会教育部長	早 崎 順 一
教育政策室長	西 田 幸 史
施設整備室長	上 田 章 博
学校教育推進室長	西 野 要
学校教育部次長	松 木 裕 幸
学校教育部次長	古 井 幸 久
社会教育部次長	中 西 正 人
社会教育部次長	小 泉 賀 孝
みらい教育室次長	谷 口 理 志
学校教育推進室参事	大 更 真 須 美
学校教育推進室次長	瀧 下 秀 幸
学校教育推進室次長	三 宅 清 香
学校教育推進室主幹	山 口 敬 之
人権教育室次長	元 井 大
学事課長	東 村 賢
教育センター次長	瀬 越 千 文

4 議事

【秦教育長職務代理者】

ただ今から、東大阪市教育局令和7年5月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第18号 東大阪市立若江幼稚園及び東大阪市立英田幼稚園の廃園の件」から日程第9「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。まず、日程第1 議案第18号について、説明をお願いします。

【松木学校教育部長】

「議案第18号 東大阪市立若江幼稚園及び東大阪市立英田幼稚園の廃園の件」につきまして、第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査により1号認定児のニーズが低下していくことが示され、加えて施設の老朽化が課題でもある若江幼稚園と英田幼稚園について、東大阪市子ども・子育て会議において当該2園を令和9年度末をもって廃園する方針が確認されたことを受けて、教育委員会として廃園を決定するものでございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第18号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第18号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第1「議案第18号 東大阪市立若江幼稚園及び東大阪市立英田幼稚園の廃園の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第２「議案第１９号 東大阪市教育局委員会会議規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【西田教育政策室長】

「議案第１９号 東大阪市教育局委員会会議規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、東大阪市教育局委員会会議規則に、教育長（教育長不在の場合は教育長職務代理者）が必要であると認めるときは、オンラインによる出席を可能とすること、ならびに教育長及び教育長職務代理者がともに事故あるとき、又はともに欠けたときは、最年長の教育委員が教育長の職務を代行できるよう所要の改正を行うものでございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第１９号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

（特になし）

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第１９号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第２「議案第１９号 東大阪市教育局委員会会議規則の一部を改正する規則制定の件」については、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第３「議案第２０号 東大阪市立学校施設使用条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【西田教育政策室長】

「議案第２０号 東大阪市立学校施設使用条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」につきましては、２月の定例教育委員会において、対象となる施設における利用者の市外加算にかかる規定等の改正を行いました。さらに申請事項に変更があった場合の申請について、各施設の条例施行規則において所要の改正を行うものでございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第 20 号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第 20 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第 3「議案第 20 号 東大阪市立学校施設使用条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 4「議案第 21 号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員委嘱及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【松木学校教育部長】

「議案第 21 号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同委員の任期が令和 7 年 5 月 31 日で満了いたしますことから、7 名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まででございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第 21 号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第 21 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第４「議案第２１号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第５「議案第２２号 東大阪市外国語指導講師活用業務にかかるプロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【西野学校教育推進室長】

「議案第２２号 東大阪市外国語指導講師活用業務にかかるプロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市外国語指導講師活用業務にかかる事業者を選定するにあたり、委員１０名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱任命期間につきましては、令和７年５月１９日から委託事業者決定まででございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第２２号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

（特になし）

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第２２号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第５「議案第２２号 東大阪市外国語指導講師活用業務にかかるプロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第6「議案第23号 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）プロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【古井学校教育部次長】

「議案第23号 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）プロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、石切東小学校および加納小学校の給食調理等を行う事業者を選定するにあたり、委員9名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱任命期間につきましては、令和7年5月19日から委託事業者決定まででございます。

【秦教育長職務代理者】

議案第23号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

（特になし）

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第23号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第6「議案第23号 東大阪市学校給食調理等業務（小学校）プロポーザル方式等事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第7「議案第24号 東大阪市社会教育委員解任及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【中西社会教育部次長】

「議案第24号 東大阪市社会教育委員解任及び任命の件」につきましては、令和7年度の人事異動に伴い委員1名を解任し、後任の委員1名を任命するものでございます。なお、任命期間につきましては、令和7年5月19日から令和7年9月30日までで、前任

者の残任期間となっております。なお、参考として次ページに同委員会の委員名簿を添付しております。

【秦教育長職務代理者】

議案第 24 号について、御質問・御意見等がございますか。

【各委員】

（特になし）

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第 24 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第 7「議案第 24 号 東大阪市社会教育委員解任及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 8「議案第 25 号 東大阪市図書館協議会委員解任及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【中西社会教育部次長】

「議案第 25 号 東大阪市図書館協議会委員解任及び任命の件」につきましては、令和 7 年度の人事異動に伴い委員 1 名を解任し、後任の委員 1 名を任命するものでございます。なお、任命期間につきましては、令和 7 年 5 月 19 日から令和 9 年 1 月 31 日まで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として次ページに同委員会の委員名簿を添付しております。

【秦教育長職務代理者】

議案第 25 号について、御質問・御意見等がございますか。

【各委員】

（特になし）

【秦教育長職務代理者】

それでは、議案第 25 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

よって、日程第 8「議案第 25 号 東大阪市図書館協議会委員解任及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 9「報告第 4 号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、「臨時代理第 8 号 東大阪市立学校結核対策審議会委員委嘱及び任命の件」につきまして、ご説明をお願いします。

【松木学校教育部長】

報告第 4 号につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

「臨時代理第 8 号 東大阪市立学校結核対策審議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同審議会委員の任期満了に伴い、東大阪市立学校結核対策審議会規則第 2 条の規定に基づき、同審議会委員 17 名を委嘱及び任命したものの報告でございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までとなっております。

【秦教育長職務代理者】

臨時代理第 8 号について、何か御意見・御質問等がございますか。

【各委員】

(特になし)

【秦教育長職務代理者】

それでは、臨時代理第 8 号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。

日程第9「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」中、「臨時代理第8号 東大阪市立学校結核対策審議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、原案のとおり承認することと決しました。

次に、報告をお願いします。「令和6年度学びのトライアルアンケートの結果分析及び考察について」の報告をお願いします。

【西野学校教育推進室長】

令和6年度、学びのトライアルアンケートの結果分析、及び考察について報告いたします。本調査は、本市学校、児童生徒の学力向上を目的として行っているもので、本調査を全学年の児童生徒、教員、保護者を対象に継続して実施することにより、学校と家庭、児童生徒は自身の日々の生活、学びを振り返りそれぞれの立場において、意識をさらに強くし学力向上をめざすために活用しているものです。目次の下に調査の総評を記載していますのでご覧ください。

令和6年度については、自己有用感の上昇、キャリア・パスポート等々を活用した取組の成果、対話を大切にした授業への改善づくりや自己調整力に向上等が見られました。これらの結果も踏まえ、今後、東大阪市学校教育基本目標、重点目標やすべての子供につけたい力の育成に向け取組を進め、この資料につきましては、学校支援の一環として、今後実施する担当指導主事による学校園訪問や、教育委員会事務局の各課室が実施する研修や協議会連絡会等において有効に活用してまいります。

結果分析、考察の詳細については各課室より報告させていただきます。

【谷口みらい教育室次長】

まず、資料の3ページをご覧ください。小中一貫教育に係る結果から説明いたします。

まず、「9年間のつながりある教育活動による子どもの変容」に関する項目についてです。教職員、児童生徒ともに継続的な肯定回答の増加です。これは教職員による9年間のつながりある教育活動が、児童生徒が前の学年までの学びを生かしたり、次の学年での学びを期待したりする姿への変容に寄与していると考えられます。

次に、「子どもの社会参画への意識変化」に関する項目についてです。児童生徒を対象にした「世の中に解決したい社会課題がありますか」や「将来、自分または他者と協力して社会を変えられると思いますか」といったアンケートにおいて、令和5年度と比較すると、一定の上昇が確認できます。これは教職員の授業改善、指導方法の工夫や児童生徒が学んだことを生かそうとする意識の向上に繋がったと考えられます。

【元井人権教育室次長】

4 ページをご覧ください。タイトルにある『「ちがいを豊かさ」ととらえる力を育む取組について』、令和4年度よりカラフルコミュニケーション等を通じて多文化共生の推進を図ってまいりました。グラフ①が示すように、子供たちの「自分と他の人との違いを大切にする意識」では、年度を重ねるごとに向上という結果になっています。特に中学校の数字の方が高くなっており、小学校の積み重ねが重要なのではないかと思います。また、③の教職員を対象とした「互いの違いを認め合える集団づくり」の実践についても、微増ではありますが、数値が少しずつ上昇している傾向になっております。

一方で、互いを大切にするためには、お互いのことを伝えたり知り合うことが大事になってきますが、②の自分を理解してくれるよう、周りの人に伝えることができるの数値は7割8割程度となっております。

また④の数値で保護者の意識、学校、子どもの意識というところに差がみられることがわかります。保護者、子ども、教職員を含めた意識の向上については今後も努力していくことが大切だと思います。

【瀧下学校教育推進室次長】

5 ページをご覧ください。「児童生徒の自己有用感と教職員の働きかけ」についてです。「あなたは人の役に立っていると感じることがありますか」という項目ですが、各学年の平均値をみると小学校4年から中学校2年生までは低下する傾向にあります。これは思春期を迎え、他者との関わり方について難しさを感じる年齢であることから自尊感情の低下が要因と考えられます。しかし、同一集団で見ると、多くの学年での肯定的回答率が向上しています。また下のグラフからは、教職員の肯定的回答が児童生徒の数値が近づいていることから考えますと小中学校ともに、自己有用感を向上させるための教職員の取組が児童生徒にとって徐々に効果的になっていると感じています。継続的に取組を進める必要があると考えています。

次に6 ページをご覧ください。「キャリア・パスポートの活用について」です。児童生徒アンケートの「キャリア・パスポートを使って、これまでの成長を振り返ったり、将来の展望をイメージすることができていますか」では、自尊感情や自己肯定感の低下と連動している部分もあると思いますが、自分自身を振り返って向き合うことへの不安から学年が上がるごとに減少傾向となっています。しかし、中学3年生ではみずからの進路を考える中で自分自身と向き合う機会、場面が増えることも要因として上昇が見られました。下のグラフについては、保護者にとって「キャリア・パスポート」というものの認識が進んでいないのが見られます。自身の成長や将来の展望を考える「キャリア・パスポート」というツールがありますけれども、児童生徒だけでなく、保護者にも活用方法について理解しやすい仕組みづくりが必要だと考えています。

【大更学校教育推進室参事】

資料の 7 ページをご覧ください。私からは 2 点報告させていただきます。

「健康に係る項目」について、「運動やスポーツをすることは好きですか」という質問において、肯定的に回答した子どもの割合は、小学校 3 年生から減少する傾向にあります。低学年においては比較的遊び要素が多くみられますが、高学年に進むにつれ、競技の特性を踏まえた技能の習得に関わる要素が増えることで苦手意識が強くなるのではないかと推測しております。次にグラフ右側をご覧ください。「自分の健康を考え体を大切にしていますか」という質問において、肯定的に回答をした子どもの割合は、小学校 6 年生で減少し、その後徐々に増加する傾向にあります。肯定的回答が一旦減少し、増加に転ずる傾向はこれまで通りですが、令和 4 年度、5 年度においては減少のピークがともに中学校 2 年生で、今年度においては小学 6 年生にピークが早まっております。この結果につきましては、今年度限りであるのかも含めまして、今後の動向も踏まえた上で考察をしていきたいと考えます。この調査結果や、スポーツテスト等の結果を踏まえ、運動が得意又は苦手である子どもが混在することを前提に、運動をすることの楽しさや喜びを味わえるような取組を進めるとともに、自らの健康に関心をもち、行動を変えていくことができる力の育成を図ることが重要であると考えます。

続きまして、「ユニバーサルデザインと合理的配慮に係る項目」についてご報告させていただきます。グラフ左側の「あなたは、子どもの健康や安全について十分配慮していますか」という質問において、肯定的回答は、小学校は 99% 以上を保ち、中学校では令和 2 年度を除き、98% 以上を保っております。グラフ中央の「学校は、運動会や校外学習、宿泊学習などの学校行事で、すべての子どもが参加しやすいように工夫していますか」につきましては、小中学校ともに概ね 95% を超える高い水準を保っております。グラフ右側の「学校は、支援を必要とする子どもの指導・支援に関して、共通理解を図っていますか」について、今年度は肯定的回答が小学生で 92.7%、中学校は 86.7% でした。特別な支援を必要とする子どもたちに対しましては、部分的な点で支えるのではなく、様々な教育活動の場において同様の支援が実施されるよう学校全体で共通理解をしていくことが重要となります。引き続き、ユニバーサルデザインや合理的配慮等の観点をもち個々のニーズに応じた支援を学校全体で共通理解のもと進めていく必要があると考えます。

【山口学校教育推進室主幹】

私からは、8 ページから 10 ページについて報告いたします。まず、8 ページの「授業改善に係る項目」について 2 点お伝えします。

1 点目は、指導と評価の一体化についての調査項目についてです。児童生徒を対象に行った「普段の授業では、目標をもつてのぞんでいますか」の項目では、小中学校ともに昨

年度よりも肯定的回答率が増加しました。この結果から、これまでの教師主導の学びから子どもに学びを委ね、目標を自ら設定し、学びに向かうための授業改善が各校で進んでいることがうかがえます。

また、新たに「授業を行う際、めあてやねらいを達成するための評価基準を、子どもと共有していますか」の項目を、教員対象に行いました。評価基準を明確にし、子どもたちと共有することで、子どもたちがめざすゴールが明確になり、授業者は子どもたちがゴールに向かえるよう指導改善を行い、評価に生かすことができる側面があります。「指導と評価の一体化」に向けて、今後、この項目における肯定的回答率の変化に注目してまいります。

2点目は、教職員対象に行った「各種学力・意識調査等の結果データの活用についての調査項目」についてです。「あなたは各種学力・意識調査等のデータを客観的に分析し、学習指導や生活指導の改善に生かしていますか」の項目では、肯定的回答率が直近3年間、小学校では大きな数値の変化はなく、中学校は減少傾向でした。各校における各種調査結果データの活用状況は、なかなか進んでいないことがうかがえます。今後、検証に基づいた学習指導や生徒指導の改善をより一層進めるためには、各種調査の客観的なデータを「見える化」し、そのデータを意味付け、価値付けするための「対話」を行い、これからの「行動」につなげることの必要性を、引き続き伝えていく必要があると考えております。

次に9ページの「読書に係る項目」について、左上の「A. 読書は好きですか」の項目では、小学校1年生から4年生で令和5年度より増加し80%以上となりましたが、小学校5年生から中学校2年生は令和5年度より減少しました。また、「B. 授業中以外でどのくらい図書室に行って本を読んだり、調べたりしますか」の項目では、週に1回以上と回答した割合は、小学校2・3・6年生、中学校3年生で令和5年度より増加しました。この結果は、令和6年度より小学校での学校司書の勤務日が増加したことで、学校図書館活用が進み、子供たちが本に触れる機会や、読み聞かせ等の機会が増加したことで、小学校における読書好きな児童の増加、学校図書館の利用頻度の増加の要因の一つと考えられます。

次に、教職員対象の「C. あなたは、学校図書館やひがしおおさか電子図書館を活用した授業を行っていますか」の項目では、小学校は令和5年度より肯定的回答率が減少し、中学校では令和4年度より微増を続けています。学校図書館が学習センターとしての機能を充実するために、学校図書館を活用した授業実践を、学校公開等を中心に小中学校に発信したり、各校で「学校図書館授業活用計画」を作成したりしていますが、教員全体で浸透するまでには至っていません。このことが、学校図書館を活用した授業実践が進まない要因の1つと考えられます。

次に10ページの「授業でのiPadの活用方法に係る項目」についてです。「iPadがあることで、自分のペースに合った学習ができたり、自分の好きなことを追求したりすることができますか」という項目では、令和6年度の強肯定の割合が52.1%となり、この3年間増加を続けています。AIドリルの活用や、自律的な学習を促す授業の工夫が進み、関係的な学びも広がってきています。これらの学習シーンで学習端末が効果的に活用され、児童生徒の自己調整力も高まっていることがこの成果に繋がっていると考えられます。

最後に、「iPadの活用と将来の夢や目標に関する項目」についてです。「自分のアイデアを形にする際に、iPadをよく使う」項目では、強肯定の割合が増加を続けています。また、そのような活用の頻度が高いと回答している児童生徒ほど、「将来の夢や目標を持っている」と回答している割合が高い結果となります。児童生徒は授業で得た知識や技能を活用し、社会の情報を整理・分析して課題に向き合い、解決策を考える。また、そのアイデアの伝え方も工夫する。こうした学習が、自己有用感や社会での自分の認識を深め、将来の夢や目標の形成に良い影響を与えていると考えます。

【瀬越教育センター所次長】

教育センターでは、学びのトライアルアンケートにおいて、主に、授業に係る項目と、校内研修に係る項目について結果を分析し、考察をしました。「授業に係る項目」において、「普段の授業では、学級の友だちと話し合う活動をよく行っていると思いますか」という質問に対して、小学校4年生と6年生を除く多くの学年で肯定的回答率が昨年度より増加しています。とりわけ、中学校の生徒による肯定的回答率は継続的に増加しており、生徒は学年が上がるにつれて話し合う活動に慣れ、授業内での対話を意識的に行うようになっていくと考えられます。今後、協働的な学びの質をさらに充実させるためにも、話し合う活動の目的を共有し、児童生徒の思考を促すような発問を効果的に行ったり、協働的な学びを通して問題解決につなげたりするなど、児童生徒の資質、能力の育成に向けて、引き続き教職員研修等で指導力向上を図っていきたいと考えています。

校内研修に係る項目においては、「学校での校内研修は充実していますか」という質問に対する教職員の肯定的回答率が、小中学校ともに昨年度よりそれぞれ増加傾向が見られます。調査結果からは、各学校において、授業改善に直結する内容を重視する研修や研究授業等の機会が増え、教職員の学び合いが活発になっていると考えられます。今後も校内研修の推進に向けて、教職員研修や訪問指導等において、引き続き研修の充実を図っていきたいと思います。

【秦教育長職務代理者】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【堤委員】

とてもよい方向にご指導いただいてうれしく思います。また来月も、このよい傾向をより一層促進するために、まだいろいろな問題を抱えておられると思いますので、また報告していただいて、教育委員会で議論していろいろな話し合いで進めていけたらと思います。よろしくお願いいたします。教育委員会議で、このようにご報告をいただいたり議論や話し合うということは非常に大切だと思いますので、いろいろ教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【秦教育長職務代理者】

次に、感謝状の贈呈について報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

（施設整備室） 2 件

【秦教育長職務代理者】

それでは最後に、その他教育委員の皆様から何か御意見、御質問等はございますか。

【各委員】

（特になし）

【秦教育長職務代理者】

それでは、本日の会議はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございますか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【秦教育長職務代理者】

御異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

次回の教育委員会議につきましては、令和7年6月23日（月曜日）午後2時より開会
する予定にしております。

【秦教育長職務代理者】

それでは、これをもちまして、東大阪市教育委員会令和7年5月定例会を閉会いたしま
す。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変御疲れ様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長職務代理者	秦 卓宏
東大阪市教育委員会教育委員	山中 雅仁